

第4回総会議事録

(令和5年10月26日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第4回総会 議事録

日 時	令和5年10月26日（木）14時00分～16時00分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した9月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>19番 許可</p> <p>20番 許可</p> <p>21番 許可</p> <p>22番 許可</p> <p>23番 許可</p> <p>24番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>14番 許可相当</p> <p>15番 許可相当</p> <p>16番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>1番 許可取消相当</p>

	<p>第4号議案</p> <p>20番 許可相当</p> <p>21番 許可相当</p> <p>第5号議案</p> <p>33番 証明交付</p> <p>34番 証明交付</p> <p>35番 証明交付</p> <p>36番 証明交付</p> <p>37番 証明交付</p> <p>38番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>22番 証明交付</p> <p>23番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>12番 利用確認</p> <p>13番 利用確認</p> <p>第8号議案</p> <p>3番 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>22番 協力</p> <p>23番 協力</p> <p>24番 協力</p> <p>第10号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、通常は角田昇会長が議長となるが、本日は欠席のため農業委員会等に関する法律第5条により、会長職務代理者である野路幸子委員が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第4回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号5番 小島 重信委員、7番 坂田 清一委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>19番について、事務局から説明して下さい。</p>

事務局	<p>申請地は譲受人の所有地に隣接しており、現在は露地野菜畑として管理されています。譲渡人は高齢のため労力不足に伴う経営縮小を検討しており、農業拡大を考えている譲受人とマッチングしたため、今回の申請に至りました。今後は隣接地と同様に果樹畑として利用する予定です。譲受人世帯の所有農地は主に申請地周辺に集中しており、一体に効率よく作業することができる立地です。</p> <p>全部効率利用要件ですが、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地を取得後も家族で自己所有地と一体で果樹畑を行う予定とのことです。</p> <p>常時従事要件については、果樹と露地野菜の管理を日ごろから行っていますので問題ありません。また、地域の調和要件についても、申請者は地元の有力な農家の方であり、地域の中心となって積極的に農業経営を行われている方なので問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	<p>19番について、地区担当の角田委員が欠席のため、根本推進委員の意見はいかがですか。</p>
根本推進委員	<p>認定農業者であり一生懸命やられている方です。事務局の説明のとおり問題ない方だと思います。</p>
議長	<p>19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、19番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、19番は許可と決定します。</p> <p>続いて、20番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人世帯は申請地の隣接地及び青葉区の農地で露地野菜を耕作されています。譲渡人は耕作が不便であることと、資金が必要であるため、譲受人は農業経営拡大のため申請に至りました。取得後は露地野菜を耕作される予定です。</p> <p>常時従事者は本人も含め2人です。譲受人本人は年間200日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和要件についても現在の耕作地の隣接地のため問題ないと考えられます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	<p>20番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。</p>

飯島推進委員	譲受人の農作業歴は60年にわたるため技術はあり、農地はきれいに耕作されています。申請地も徒歩で3～4分程の場所なので問題ありません。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、20番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20番は許可と決定します。 続いて、21番について事務局から説明してください。
事務局	世帯内贈与の申請です。譲受人は長い間譲渡人と共に世帯として営農を続けてきました。子の世代に農地を譲渡するために申請に至りました。 世帯の所有農地は水稲、果樹を中心に全て良好に耕作されています。常時従事者は、本人も含め3人です。これらの状況から、申請地も効率的に利用する見込みがあります。周辺との調和要件について、既に耕作している場所であり、譲受人は水利組合の副組長とのことで、問題ないと考えられます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	21番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。
森推進委員	説明どおり家族内の所有権移転です。譲受人はすでにご両親とともに農業を営んでおり、何ら問題ないと思います。
議長	21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、21番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、21番は許可と決定します。 続いて、22番について事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は高齢であることと土地の維持管理に苦慮していたため、今回の申請に至りました。また、譲受人は、新規の農地所有適格法人が取得するものです。 すでにご存知かもしれませんが申請者が法人であるため、農地所有適格法人の4つの要件を満たす必要があります。 1つ目の法人形態要件について、申請者は非公開株式会社であり要件を満たします。 2つ目の事業要件について、主たる事業が農業であり、今後の農業の売上高が事業

全体の売上高の過半を占める見込みのため要件を満たします。

3つ目の議決権要件について、農業関係者の有する議決権が、議決権の総数の過半を占めるため要件を満たします。

4つ目の役員要件について、役員の過半が常時従事者であり、役員の1人以上が法人の行う農業に必要な農作業に従事しているため要件を満たします。

よって、農地所有適格法人の要件はすべて満たすこととなります。

申請者の耕作農地は新規のためありません。常時従事者数は4名です。

通作距離は約5km、通作時間は車で約15分です。

申請者は知り合いの農家に支援してもらい販路を確保しています。

また、平成26年から所有者の手伝いをしており、地域と調整しながら営農するため、周辺調和要件についても問題ないと思われます。技術面では、所有者と知り合いの農家がサポートするため問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

22番について、まず新川推進委員の意見はいかがですか。

新川推進委員

申請地の所在地の地区担当委員です。現所有者は高齢であり労働力も不足しています。新規の方が農地を取得することを懸念して面談しましたが、営農意欲は十分であり、近隣の方とも仲良くしたいという意向を感じました。面談の結果心配はいらぬとの印象です。見守りたいと思います。

議長

飯田委員の意見はいかがですか。

飯田委員

譲受人の法人は元々土木事業者であり、市の工事受注しています。細かい工事まで丁寧にやる業者さんという評判です。農地の後継者についても子供等にやらせるつもりと言っていました。このまま進めて良いと思っております。

議長

小川名委員の意見はいかがですか。

小川名委員

土木事業の方の会社の職人も多数おり、建設機械等も多数所有して畑の整地も素早くできます。耕作の手伝いができる人も多数見込めるので農地を荒らすことなく管理ができると思われます。販売先についても様々なところとの付き合いがあるので、問題ないと思われます。サポートされる農家さんがきちんとされることを望みます。

議長

22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員

所有適格法人の要件の2番目が聞き取れなかつたので、もう一度説明してください。

事務局

(再度説明)

菅沼委員	農業の売上高が事業全体の売上高の過半を占めるという要件ですが、クリアできるのでしょうか。
事務局	法人の事業自体が農業に準ずるものになっているので、問題ないかと思っています。土木事業を行う会社とは別会社を立ち上げて申請に至っています。
小池委員	農業委員会として、農業をちゃんとやっているかをチェックする機能があるのでしょうか。
事務局	法人については、報告書を出してもらっています。
小池委員	個人で新規に農業を始めた方をチェックする仕組みはあるのでしょうか。
事務局	以前は下限面積をクリアした方だけが取得できていたというのがありました。現時点では新規の方をチェックする仕組みはありませんが、今後課題としてでてくる可能性はあります。
議長	よろしいでしょうか。 それでは、22 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22 番は許可と決定します。 続いて、23 番について事務局から説明してください。
事務局	6 月に同じ譲受人・譲渡人の間で3条申請があり、今回は追加の申請になります。経営規模の縮小を希望している譲渡人と農業経営拡大を希望した譲受人との間で話がまとまり今回の申請に至りました。 譲受人は元々三浦市で農業経営を行われている方です。三浦市と前回の申請時に取得した農地を合わせると経営面積は183aです。三浦市では息子夫婦とともに年間300日程度従事しているとのことですが、三浦市の方は主に息子夫婦に任せ、申請地の隣接地等での耕作を準備しているところです。申請地への通作は1時間程度で、ジャガイモやタマネギ、サツマイモの作付けを予定しており、週2日、年間で120日程度農作業を行う計画です。また、今回の申請地にはすぐには耕作できないような荒地が含まれております。前回の申請時も荒地も含めて売買しており、開墾に3年程度費やし、その後栗を植える予定とのことですが、通作距離及び周囲との調和要件についても現在の耕作地の隣接地のため問題ないと考えられます。 以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長	23 番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。
飯塚推進委員	譲受人は三浦市で耕作されている方で、農作業歴は 46 年にわたるため技術はあります。前回購入した農地については、すでに管理を開始しており問題ないと思います。ジャガイモ等を作付け予定とのことなので、週 2 日程度の管理で大丈夫かと思われま す。
議長	23 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、23 番について許可とすることに賛成の方は挙 手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23 番は許可と決定します。 続いて、24 番について事務局から説明してください。
事務局	申請地は譲受人の叔父が利用権設定により賃借しており、植木畑として使用してい ます。実際の農作業は叔父の指示により譲受人が行っています。20 年ほど作業を手伝 ってきましたが、この度、譲受人が自身で農業を開始するために申請するものです。 利用権は今後解除される予定となっています。 譲受人は造園業を行っており、申請地で栽培した植木を買取り顧客の庭の手入れな どを行っています。また、JA 横浜の正組合員で植木せり市のせり人を行っている方 でもあります。 周辺との調和要件について、長い間植木栽培の手伝いを行ってきた場所であり問題 ないと考えられます。 初めて農地を取得される方であるため、地区担当の坂田委員と申請地地区担当の森 推進委員によりそれぞれヒアリングを行っています。
議長	24 番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	農地の取得は初めての方ですが、しっかり農地管理を行える方であり、特に問題な いと思います。
議長	森推進委員の意見はいかがですか。
森推進委員	申請地は既に長年譲受人が農作業を行っておりトラブルなく植木の生産管理を行っ ています。生産した植木を販売するルートも確立しており、将来的にも適正に農地の 維持管理が行えると考えます。
議長	24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、24 番について許可とすることに賛成の方は挙

手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、24 番は許可と決定します。
続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。14 番について、事務局から説明してください。

事務局 申請者は、相続で取得した土地であるため農業経験もなく今後の農業を行う予定がありません。今後の有効利用を考えていたところ資材置場として借り受けたいとの申出があり転用するものです。

借受法人は、川崎市に本店があり旭区に資材置場を賃借して産業廃棄物の収集業を行っています。現在、賃借している資材置場の退去と新規事業を計画おり資材置場としては手狭になってきたことから、移転先を探していました。整地で取引先の多い旭区・港北区・都筑区を中心に港北インターから近く、移転分の車両や資材が置ける条件の土地を探したところ、申請地しかありませんでした。

立地基準は第 2 種農地です。前面道路に上下水道はなく、500m以内に横浜線小机駅があります。

敷地内は碎石敷きとし、出入口部分はアスファルト敷きとします。雨水はトレンチ管と浸透柵を設置し、既存の側溝へ排出します。北東側と北西側と南東側には、地上 1メートルの高さのH型鋼板土留めと南西側は万能鋼板土留めとします。

所有農地に違反はありません。計画地は 1,000 m²以上の為、雨水浸透阻害行為等は許可済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長 14 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員 現地を事務局と確認しました。特に問題ないと思います。

議長 14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、14 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、14 番は許可相当とし市に進達します。
続いて、15 番について、事務局から説明してください。

事務局 申請者は高齢のため耕作地の縮小を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。

借受法人は冷凍食品などの運送業を営んでいます。事業拡大に伴い増車を考えてい

た上に、現在駐車場として借りている土地の返却を求められたため、増車分と移転分を合わせて駐車できる土地を探していました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内にししがはな公園と横浜市立新田小学校があります。

敷地内はアスファルト舗装とし、雨水は北側に新設する集水桝及び側溝へ勾配をつけて集め、公共下水へ流します。東側と西側の隣地との境及び南側にある法面との境には、重量ブロックを新設し上部に鋼板を設置します。南側には水路があり、水路に向かって法面になっていますが法面部分は土のまま防草シートを貼ります。北側を出入口として使用し、車が通行しやすいように構造物は設置しません。

出入口部分の縁石の切り下げ、歩道への車両の乗り入れ及び雨水を公共下水へ流すことについては、港北土木事務所に相談済みです。

所有農地に違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

15番について、地区担当の飯島推進委員の意見はいかがですか。

飯島推進委員

申請地の東側は農地ですが、今回の計画について説明済みとのことで、問題はないと思います。

議長

15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、15番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、15番は許可相当とし市に進達します。

続いて、16番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は高齢になり経営の縮小を考えていました。そこに借受法人から賃借の申し入れがあったため転用するものです。借受法人は相模原市に本社を持つ運送会社です。港北インター近くの新しい物流拠点の営業所を拡大するため新たな駐車場を探しています。駐車場の要件は物流拠点から近く、10トントラックが出入りできる前面道路に面する土地でした。そういった要件を満たしていて賃借に応じた土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500メートル以内に位置し、10ヘクタール以上の集団農地に属しません。

申請地の周囲は北側入口以外土留め鋼板を新設します。南側は鉄道の敷地との間で窪地になっているため、法上に鋼板を設置し、現況の草をそのまま活かし法面を保護します。全面砕石敷きとし雨水は自然浸透とします。

申請者の所有農地に違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

16 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員

事務局と現地を確認してまいりました。説明どおりで特に問題ないと思います。

議長

16 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、16 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、16 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第 3 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。

事務局

当初の許可申請は 2 か月前の令和 5 年 8 月の総会案件で、川崎市宮前区の仮設事業者に賃貸するための資材置場に転用することを目的に 4 条許可申請が提出されたものです。農業委員会総会において許可相当として横浜市に進達し、令和 5 年 9 月 26 日に農地転用許可が出ていますが、転用の見込みがなくなったため今回許可取消願が提出されました。

申請時点では借受人は申請地に電気引き込みの予定がありませんでしたが、借受人が許可後に事業案を精査したところ、仮設資材の盗難防止用のセキュリティ装置や積み下ろし作業用の電灯の設置が必要となり、電力会社に相談したものの電線は引き込めないとの回答であったため、借受人より申請者へ今回の賃貸借をキャンセルしたく申し入れがあったとのこと。申請者に別の事業計画案もないことから事業計画変更申請でなく許可取消願が提出されました。

現地は農地のままであり、借受人の事業撤退により転用事業が完了する見込みはありません。事業計画案を取り消したい要望は許可日以降になされたものであり、申請者の責めに帰すべき理由ではありません。営農計画書と相当の期間耕作を行う旨の誓約書が提出されており、登記簿上の所有権も変更されていません。以上より取消による要件を満たしており、取消相当であると考えております。

議長

1 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正
推進委員

現地を確認しましたが、畑のままでした。気の毒なことだと思います。

議長

1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

関戸委員

電気を引き込めなかった理由はなんでしょうか。

事務局	申請代理人によると、前面道路への電柱設置は幅員が狭いため断られ、周辺の民地にも中継ポールを設置することを断られたとのこと。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について許可取消相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は許可取消相当とし市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。 20番ですが、議事参与の制限により、平本委員はいったん退室をお願いします。 (平本委員 退室)
議長	それでは20番について、事務局から説明してください。
事務局	本申請は、譲渡人の娘であり、分家資格者である譲受人とその夫による分家住宅の新築に伴う農地転用申請です。 現在、保土ヶ谷区の賃貸住宅に家族4人で暮らしており、子供の成長に伴い非常に手狭であるため、申請に至りました。また、2人の子供を育てるにあたり両親に頼ることがあるため、極力本家に近い立地且つ駐車場と住宅を建築できる土地を付近で探していたところ、申請地以外見つかりませんでした。 隣接地所有者へは説明、了承済みのため問題ありません。 立地基準は、第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内で、10haの連たんする農地に属しません。 被害防除についてです。周囲は鉄筋コンクリート擁壁で防護し、勾配を道路側へとり、隣接農地への土砂流出を防止します。建物敷地以外は芝敷きとし、駐車場部分はコンクリート舗装とします。雨水排水は前面道路に雨水本管が敷設されていないため、敷地内で集水し前面道路U字溝へ接続します。 所有農地に違反転用はありません。建築許可申請については、建築局調整区域課へ申請済みです。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。
議長	20番について、鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	事務局の説明通りです。よろしく申し上げます。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、20番は許可相当とし市に進達します。
平本委員の入室をお願いします。

(平本委員 入室)

議長 続いて、21番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は、旭区に本店を置き、建築業を営む法人です。現在使用している保土ヶ谷区上菅田町にある資材置場が近隣の要望により移転せざるを得ない状況になり、代替地をさがしていたところ、経営縮小を考えていた譲渡人から当該農地の話があり、申請に至りました。

申請地は移転元の面積よりも大きい土地ではありますが、近年受注増加に伴い、資材置場敷地の拡張が必要であり、既存の資材置場に隣接して、駅やインターチェンジからのアクセスも良く、周辺の環境状況や必要面積等の条件を満たすことができる土地はこちらしかありませんでした。

立地基準は、第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内で、10haの連たんする農地に属しません

被害防除についてです。周囲はネットフェンスを設置し、一部をトン袋による土留めを設置し、土砂流出を防止します。敷地内は資材置場部分を砂利舗装とし、残土置場部分は無舗装とし、雨水は自然浸透とします。申請地の間に横浜市の公道が1本入っています。払下げは受けませんが、手を加えず敷地間の行き来で通行する分には問題ない旨土木事務所に確認済みです。

所有農地に違反転用はありません。雨水浸透阻害行為については、必要ない旨道路局河川管理課に確認済みです。前面ガードレール及び切り下げ工事は土木事務所へ自費工事として調整済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長 21番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員 草丈が1m程あり危ないなと思っていた場所です。活用できれば良いと思います。

議長 21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

坂田委員 資材置場になると騒音の問題があるので、使用する方には気を付けるよう伝えた方が良いと思います。

事務局 懸念点について伝えます。

議長	<p>他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、21番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、21番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第5号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。33番から38番までについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>33番について、立地基準は第3種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>34番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>35番について、立地基準は第2種農地です。16年間資材置場として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>36番について、立地基準は第3種農地です。16年間山林であることを航空写真で確認しました。</p> <p>37番について、立地基準は第3種農地です。16年間通路として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>38番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p>
議長	<p>33番から38番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、33番から38番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、33番から38番までにつきまして証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。22番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>相続人は、これまでも被相続人や親族とともに申請地を露地野菜畑として管理してきた方です。今後も世帯として農地管理を続けていくとのことでした。</p> <p>現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>

議長	地区担当の角田委員が欠席のため、根本推進委員の意見はいかがですか。
根本推進委員	問題ないと聞いております。自分も側を通りますが、軟弱野菜を栽培されている方で問題はありません。
議長	22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、22番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22番は証明交付とします。 続いて、23番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は、これまでも被相続人とともに申請地を果樹畑として管理してきた方です。今後も世帯として農業を続けていくとのこと。 9月28日に坂田委員と相続人とで現地立会を行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。 以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。
議長	23番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	以前は荒廃農地でしたが、被相続人が開墾してくれました。しっかりと耕作されていますので問題ありません。
議長	23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23番は証明交付とします。 続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。12番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、9月19日に地区担当委員の金子晴男推進委員と対象者と現地立会を行いました。現地調査の結果、対象の農地は適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、東京の玉川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと

考えております。

議長

12番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男
推進委員

きちんと管理されており問題ないと思います。

議長

12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、12番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、12番は適正に利用されていることを玉川税務署に報告します。
続いて、13番について事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきまして、9月22日に地区担当委員の守谷委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜を中心に適正に管理されていることを確認しております。

以上、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。

議長

13番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員

一生懸命されている方で、何も問題はありません。

議長

13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、13番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、13番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。

続いて、第8号議案「農地造成工事の承認について」3番について、事務局から説明してください。

事務局

相談地は水田です。造成主の先代は水稻を栽培していましたが、相続人は水稻栽培は行わないため農地として使われていませんでした。造成主が相続した際に露地野菜の栽培を試みましたが、耕盤層があり水はけが悪いためうまく育たなかったとのことです。露地野菜畑として使用できるようにするため農地造成するものです。

搬入する土は良質なものとし、搬入前に造成主が品質を確認します。外周は土留め鋼板を設置し、その内側に70cm～1mの盛土を行います。法は30%の安全勾配とします。北側農地は既に造成されており、その高さに擦り付けます。

当計画で横浜市の技術基準に適合していることを確認しており、農振整備計画への支障もないことを確認しています。

必要に応じ水利組合や付近の農業者へ説明を行うとのことです。

現地は9月19日に造成主、施工主、金子推進委員、農政事務所土木担当、農振担当、農業委員会事務局で立会を行い、問題ないと考えています。

議長

3番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男
推進委員

9月19日に造成主、施工者、農政事務所と一緒に現地を確認してきました。田の状態で使用されていませんでした。今後は埋め立てて畑にするとのことで、特に問題ないと考えます。

議長

3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員

農地造成については以前、予定以上の土を入れるなどの問題がありました。1mの盛土を行うとのことですが、何を基準にしているのか明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。また、施工中は承認を受けた工事であることを明確にする必要があるのではないのでしょうか。

事務局

農地造成については以前からトラブルが多かったため、H25、H29に指導要綱を更新し基準は以前より明確になっています。トラブルがないよう施工業者には事前相談の段階から丁寧に指導を行うようにしています。造成主や施工主、農業委員、推進委員が現地で立ち会って確認し、完了時も同じメンバーで現地確認をしています。また、施工中は指導要綱に基づき承認書を掲示するよう指導しています。それでも計画通りの施工を行っていない場合は連絡するようお願いいたします。

菅沼委員

要綱の規定内だとしても、土を盛りすぎて周りの農地が健全な状態で農業ができるかの確認は必要ではないのでしょうか。

事務局

工事の施工内容が地域調和という面からも問題ないのかは現地立会の際に確認しています。

井上推進委員

以前、農地造成の完了後に好き勝手に工事をしてしまった事例があります。ガラを含む土を入れられてしまったこともあります。農業委員会は造成中や完了後も良く見る必要があるのではないのでしょうか。

議長

造成主が良いと言ったものを否定するのは難しいと思います。委員の皆様におかれましても地区の農地を適切に管理できているか見ていただくようお願いいたします。

菅沼委員 1晩のうちにガラを含む土を入れられてしまったことがあります。健全な農地を未代まで残すのが委員の役割と考えます。

事務局 常に監視し続けるのは地区委員の皆様にも事務局にも難しいです。完了報告に造成途中の写真を添付させるほか、土をどこから搬入するのかを確認するようにしているところです。造成主が問題ないとした計画で、指導要綱や技術基準、地域調和の問題がないとすると、それ以上口を出すのは難しいと思われま。造成工事については、申請時の計画通りに施工されていれば完了届出を受け付けて完了となりますが、その後計画と違った使い方をしている場合等には北部農政事務所へご一報ください。

坂田委員 横浜市の技術基準には30%の法面を作るよう記載があります。法面は農地として使用できないほか、草刈りの手間ばかりかかる土地となります。また、耕作面から2mも盛土をするのは現実的にありえないので、道路面を基準とするのも一案と思います。

議長 3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、3番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、3番は承認と決定します。
続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。22番から24番について事務局から説明してください。

事務局 22、24番は生産緑地指定から30年経過による買取申し出であり、23番については主たる従事者証明を発行済みです。

市長より農業者の皆様へのあっせん等の協力依頼がありましたので、情報提供させていただきました。買取希望がある場合は、11月6日(月)を期限として、事務局までご連絡いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議長 22番から24番について、あっせんに協力します。
続いて、第10号議案「農用地利用集積計画案の審議について」審議します。農政推進担当から説明してください。

農政推進担当 今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、11月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、12月1日から利用権設定が開始になる予定です。今回、全体の設定筆数は計46筆で、面積は40,987.89㎡です。このうち、2の表が一般法人等が借りるもの、3の表が農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りるものです。23ページ以降が各筆明細です。この表は、左から、利用権を設定する農地、貸し手、貸借の条件、借り手という構成になっています。1件ごとの個別説明は省略させていただきます。

	こちらの議案の説明は以上です。
議長	第 10 号議案について、意見、質問等がありますか。
小池委員	利用権設定は一般法人でも可能なのでしょうか。
農政推進担当	可能です。全く農業経験がない場合は市の方で事前に参入に関する審査を行い、それが通れば可能となります。
小池委員	その法人がちゃんと耕作を行っているかのフォローはどう行っているのでしょうか。
農政推進担当	年 1 回報告書を農業委員会に提出してもらい作付け状況や農地の写真等を確認しています。また、利用状況調査を行って、耕作状況が芳しくない場合は、ヒアリング等を行っています。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、第 10 号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 10 号議案は決定とします。 以上で、第 4 回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第 1 号から第 7 号について、事務局から説明をしてください。
事務局	(報告事項第 1 号から第 7 号まで、議案書のとおり一括報告)
議長	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項を了承とします。 これをもちまして第 4 回総会を終了します。
	(閉会 16 時 00 分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和5年10月26日開催 第4回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	欠席	
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	議長
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	議事録署名人
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		出席	議事録署名人
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	欠席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		欠席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし